

# 令和8年度清掃等業務委託における入札執行方法について

令和8年4月1日以降の公告案件について、その執行方法等については次のとおりとします。

なお、その他必要事項については、公告に記載します。

## 1 入札方法

契約検査課で入札執行する案件は、引き続き一般競争入札とする。

## 2 入札参加要件

### (1) 実績要件

該当業務の設計金額の2分の1以上(ただし、市内本店の事業者については、3分の1以上)の実績を求める。なお、設計金額が1,000万円未満の業務については、実績があることとする。

ア 設計金額1,000万円以上の場合は、10箇月以上継続して行った内容であること。また、現在履行中の契約についても、10箇月以上履行済みである場合は、実績として認める。

イ 有効な履行実績の期間については「過去10年間」とする。

ウ 営業種目が複数になる業務委託については、主要業務全てを対象とし、その合計金額が設計金額の2分の1以上(ただし、市内本店の事業者については、3分の1以上)を超えること。

エ 民間の実績も可とするが、自己契約及び双方代理は認めない。

オ 金額、履行期間、業務内容等が契約書等(契約書によらない場合は注文書等)によって確認できること。

なお、異なる業種を複数含む次の案件については、複数の業種実績を求める。また、他の案件についても、必要に応じて担当課の意見を考慮した上で設定する。

業 種	案 件 名	対 象 業 務
建物清掃	厚木市庁舎管理業務委託	建物清掃業務建物設備保守業務受付又は電話交換業務
建物清掃	厚木市斎場清掃宿直等業務委託	建物清掃業務受付・案内業務

## (2) 地域要件

各業種における地域要件については、次のとおりとする。ただし、入札参加者が十分確保できないおそれがあるときは地域要件を拡大する場合があることとする。

業 種	設 計 額	地 域 要 件
建物清掃	3,600 万円以上	厚木市内に本店又は支店・営業所等の受任地があること。
	3,600 万円未満	厚木市内に本店があること。
道路・公園清掃	2,400 万円以上	厚木市内に本店又は支店・営業所等の受任地があること。
	2,400 万円未満	厚木市内に本店があること。
建物設備 保守管理	1,200 万円以上	厚木市内に本店又は支店・営業所等の受任地があること。
	1,200 万円未満	厚木市内に本店があること。
汚水処理 保守管理	全ての案件	厚木市内に本店又は支店・営業所等の受任地があること。
人的警備	3,600 万円以上	厚木市内に本店又は支店・営業所等の受任地があること。
	3,600 万円未満	厚木市内に本店があること。
機械警備	全ての案件	厚木市内に本店又は支店・営業所等の受任地があること。
消防施設 保守管理	1,000 万円以上	厚木市内に本店又は支店・営業所等の受任地があること。
	1,000 万円未満	厚木市内に本店があること。

## (3) 資格要件

ア 事業所に求める資格は次のとおりとし、落札決定時までに確認する。

業 種	資 格 等
建物清掃 (設計金額 1,000 万円以上)	建築物清掃業登録証明書又は建築物環境衛生総合管理業登録証明書
道路・公園清掃	一般廃棄物収集運搬業許可証
人的警備	警備業認定証
機械警備	警備業認定証機械警備業届出書
汚水処理(浄化槽)保守管理	浄化槽保守点検業登録通知書
設計金額 1,000 万円以上の業務委託	労働保険(労災保険、雇用保険)

イ 業務に従事する者の資格は、入札公告に添付する「業務概要書」に明記する。

【例】「〇〇免状を有する者が従事できること」

### 3 手持ち制限

契約検査課で執行する清掃等業務委託については、履行期間が6月から翌年5月までのほぼ同一期間となっていることから、受注事業者の極端な集中による品質の低下を避け、受注機会の均等化を図ることを目的として、次のとおり手持ち制限を設ける。

また、手持ち制限に該当する案件は、落札候補者となった時点から加算することとする。

● 全業種合計で、市内本店事業者6件・厚木市内に受任地がある事業者3件までとする。

※ 入札参加者が十分確保できないおそれがあるときは適用外とする場合があることとする。

※ 随意契約案件及び長期継続契約案件(機械警備)は除くこととする。

### 4 資本関係又は人的関係にある者同士等の同一入札への参加制限

(1) 資本関係又は人的関係にある者同士は、同一入札に参加できない。このため、入札参加時に資本関係又は人的関係にある者同士を申告する必要がある。

詳細は「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」を確認してください。

(2) 協同組合は、当該組合員とは同一案件の入札に参加できない。

### 5 その他

設計金額1,000万円以上の案件(清掃、受付、案内、電話交換、警備(機械警備を除く)、駐車場管理、給食調理が対象)は、公契約条例の適用を受けるため、条例の実効性を確保するための手法を入札公告に明記し、契約書にそれらの事項を記載する。